

匠 PRO シリーズ「光回線バックアップサービス」利用規約

第1条（規約の適用）

- 株式会社トリニティ（以下「当社」といいます。）は、匠 PRO シリーズ「光回線バックアップサービス」利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより匠 PRO シリーズ「光回線バックアップサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスに関して当社が定めるその他の利用規約等も、本規約の一部を構成するものとします。
- 本サービスの利用には、本規約に定める事項を除き、当社が別途定める契約者規約及び他の規約等（以下総称して「当社規約」といいます。）の規定が適用されます。
- 本規約の定めと当社規約等の定めが異なる場合には、特別な定めがない限り、本規約を優先します。

第2条（規約の変更）

当社は、一定の予告期間をおいて、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合には、契約者の利用条件その他本サービス契約の内容は、変更後の本規約によります。

第3条（用語の定義）

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------|--|
| 契約者 | この規約に基づく利用契約を当社と締結し、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した個人または法人 |
| 本サービス契約 | 当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に係る契約 |
| 光回線バックアップサービス | 当社が提供するモバイル回線のデータ通信サービスと、専用ルーターを用いた回線バックアップサービス |
| データ通信サービス | 携帯電話事業者が提供する移動無線通信に係る通信網を利用して提供する電気通信サービス |
| 専用ルーター | 当社が販売するモバイル回線によるバックアップ機能を搭載した専用通信機器 |

| | |
|---------|---|
| 携帯電話事業者 | 当社と無線データ通信等の提供に係る相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者 |
| 開通プラン | <p>本サービス契約に基づき販売される、データ通信サービスの種類</p> <p><月額+従量課金コース> 月間の最大通信量等に応じて料金を定めるコース。初回の月額利用料金の発生日から起算して1年間。解約は月末日までの申し出で翌月末日の解約となります。</p> <p><ライセンスコース> 有効期間と通信量に応じて料金を定めるコース。有効期間分の利用料を一括で支払います。更新月の前月末日までにお申し出がない場合は自動更新となります。途中解約時に返金はありません。</p> |

第4条（サービスの提供区域）

1. 本サービスの提供区域は、日本国内かつ携帯電話事業者の通信区域とします。
2. 前項に該当する場合でも、携帯電話事業者の電波状況により通信を行うことができず、本サービスを利用できない場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

第5条（通信速度）

本サービスにおける最大通信速度は理論上の最高値であり、通信状況や契約者が使用する端末機器などにより、実際に利用可能な通信速度が低下する場合があることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（通信の制限）

当社は、保守上、技術上、その他本サービスの提供を行う上でやむを得ない事由が生じた場合、又は携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限又は停止することがあります。

第7条（免責）

1. 本サービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとします。契約者により本サービスを通じて発信または公開されるデータや情報について、あるいは契約者が本サービスを利用することで得たデータや情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に關し、当社はいかなる責任も負いません。
2. 当社は、契約者が本サービス用設備に蓄積した、または契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等の消失（第23条（設定情報やデータの公開停止や削除）に基づく当

- 社による削除を含みます）、他者による改ざんに関し、いかなる責任も負いません。
3. 当社は、本サービスの利用により発生した契約者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、及び本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
 4. 当社は、契約者による本サービスの利用に関連して当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、その契約者に現実に発生した通常の損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその契約者から受領すべき利用料金の範囲を超えないものとします。
 5. 契約者は、自己の責任において、パスワード及びユーザーIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当社は、当該パスワード及びユーザーIDの一致を確認した場合、当該パスワード及びユーザーIDを保有するとして登録された契約者が本サービスを利用したものとみなすことができるものとします。パスワード又はユーザーIDの管理または使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
 6. 契約者は、パスワード又はユーザーIDが漏洩したり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第8条（権利の譲渡禁止等）

1. 契約者は、本サービス契約上有する権利義務並びに専用ルーターに関し、第三者に対する譲渡、名義変更、質権設定その他の担保に供する等の一切の処分行為をしてはならないものとします。
2. 契約者は本サービスを再販売する等により、第三者に本サービスを利用させることはできません。
3. 本サービスに関する一切の知的財産権は当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属し、本規約に基づく本サービスの提供は、当社又は当社にライセンスを許諾している者による知的財産権の契約者に対する使用許諾を意味するものではありません。
4. 契約者は、当社の許諾を得ずに、当社が提供する情報等の翻訳、編集及び改変等を行い、又は第三者に使用させたり公開することはできず、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。
5. 本サービスに関し、商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合においても、当社は、契約者その他の第三者に対し何ら当該商標等を譲渡、又は使用許諾するものではありません。

第9条（最低利用期間・契約期間）

本サービスの最低利用期間・契約期間は、開通プランごとに定められます。

第10条（利用の申し込み）

1. 本サービス契約の申し込み（以下「申し込み」といいます。）は、当社が定める所定の方法により、申し込みを行う必要があります。
2. 申し込みをする者（本サービス契約者となることを希望し、当社の承諾の後に契約者と

なる者。以下「申し込み者」といいます。)の居住地は、日本国内に限るものとします。

第11条（申し込みの承諾等）

1. 本サービス契約は、当社所定の方法にて申し込みをする者からの申し込みを受け付け、必要な審査・手続き等を経た後に、当社が登録手続を完了することによって、当社と契約者との契約が成立するものとします。当社は登録手続（本サービスの開通処理を含む）の完了後、契約者にその旨を通知することとします。かかる契約が成立した日をもって、契約者の利用開始日とします。ただし、申し込みをする者が次のいずれかに該当する場合に、当社は申し込みの承諾を行わないあるいは取り消すことがあります。
 - 1) 申し込み及び登録内容に虚偽、誤記、未記入、記入漏れが判明した場合
 - 2) 過去に、当社が提供するサービスの利用について一時停止、強制解除、契約者資格の取り消し等が行われていたことが判明した場合
 - 3) 申し込み者が支払い情報として指定したクレジットカード情報または口座情報が、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により利用停止されている場合
 - 4) 申し込み者が過去に、当社が提供するサービスの利用料金等について、支払遅延、未納、滞納を行っていた場合、あるいは申込に際して必要なサービス料金の支払を行わなかつた場合
 - 5) 申し込み者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかである場合であつて、入会申込に際して、親権者、後見人または民法17条第1項の審判がなされた補助人もしくは保佐人その他の法定代理人の同意等を得ていなかつた場合
 - 6) 申し込みに際し、本人確認ができない場合
 - 7) 申し込み者が、支払方法として指定したクレジットカードまたは金融機関等の名義人と異なる場合に、かかる名義人の同意書の提出が無い場合
 - 8) 申し込み者が第18条（利用の停止）第1項各号の事由に該当する場合
 - 9) 本サービス提供を行うことで、運営上、著しい支障をきたすと当社が判断した場合
 - 10) 連絡用に登録した連絡先や本サービスを利用する住所・所在地に当社からの連絡がつかない場合、あるいは本サービス利用に必要な専用ルーターの受領が確認できない場合
2. 当社は、本条第1項に掲げる事由の判断のため、申し込み者に対し、本人確認書類の提出を求める場合があります。この場合において当該申し込み者から本人確認書類の提出が行われない場合、当社は、第1項に基づく申し込みの承諾を留保又は拒絶するものとします。
3. 当社は、同一の契約者が同時に利用することができる本サービス数の上限を定めることができるものとします。この場合、当該サービス数の上限を超えて本サービスの利用の申し込みがあった時は、当社は、上限を超える部分に係る申し込みを承諾しないものとします。

第12条（通知及び同意について）

1. 当社が本サービスに関して必要と判断する下記の内容について、できる限り事前に各契約者に対して一律に通知を行うこととし、契約者はこれに同意します。
 - a. 本規約の変更に関する通知
 - b. 本サービスやオプションの変更・終了に関する通知
 - c. 本サービスの利用明細や請求明細等、契約者の支払いに関する通知
 - d. 定期的に契約者に対して行う通知
 - e. その他、本サービス利用上の注意、お知らせ等、当社が周知が必要であると認めた

事項

2. 本サービスに関し契約者が知っておくべきと当社が判断する情報について、当社から契約者への通知方法は、別途定められる場合を除き、通知内容及び当社に登録された契約者の連絡先情報等に応じて、本サービスに関する当社所定の Web ページへの掲載、電子メールによる送信、電話、郵送その他当社が適当と判断する方法で必要な事項を通知します。
3. 本条第 1 項の通知を当社所定の Web ページへの掲載をもってする場合、当社は、かかる通知を当社所定の Web ページへ掲載し、契約者等がこの Web ページにアクセスすればこの通知を閲覧することが可能な状態となったことをもって、契約者への通知がなされたものとみなします。
4. 本条第 1 項の通知を契約者の電子メールへの送信をもってする場合、当社は、かかる通知を弊社が提供する基本メールアドレス宛に発信します。

第 13 条（専用ルーターの提供）

1. 当社は、本サービスの提供に際して、契約者に対し、専用ルーターを販売します。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービス提供開始日後に、契約者に事前に通知の上、専用ルーターを交換することがあります。

第 14 条（専用ルーターの利用）

1. 契約者は、専用ルーターについて、次の事項を遵守するものとします。
 - a. 善良なる管理者の注意をもって専用ルーターを使用し管理すること。
 - b. 専用ルーターについて変更し、分解（一部の部品を取り外すことも含みます。）し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続する等の改造を行わないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して専用ルーターを保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - c. 専用ルーターに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと。
 - d. 第三者による不正使用等による通信であっても、契約者回線を利用して行われた通信は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者はその利用料金を支払うものとします。
2. 契約者は、専用ルーターの利用にあたり、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

第 15 条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。契約者は、当社が定める支払方法により、本サービス利用料金等を支払うものとします。
2. 利用料金の日割り計算は行いません。
3. 当社は、利用料金の変更を行う場合は、事前に契約者に通知するものとします。

第 16 条(遅延損害金)

契約者が本サービス利用料金等の支払いを遅延した場合、当社は契約者に対し、年 14.5% の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第 17 条(専用ルーターの保証)

1. 当社が提供する専用ルーターには、機器メーカーの保証が付帯します。
2. 保証期間は、専用ルーターの購入日から 1 年間とします。申し込み時に、延長メーカー保証に加入することで期間を延長できます。途中加入はできません。

3. 保証期間内に専用ルーターの故障が発生した場合、当社は無償で修理または交換を行います。
4. 保証期間内であっても、契約者の故意または過失により専用ルーターが故障した場合は、保証の対象外となります。

第 18 条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 法令に違反する行為
2. 公序良俗に反する行為
3. 第三者の知的財産権を侵害する行為
4. 第三者の名誉、プライバシー、肖像権等を侵害する行為
5. ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール、勧誘、宣伝などの迷惑メッセージを送信する行為
6. 故意に虚偽のデータ等を公開し又は投稿する行為
7. 本サービスを個人情報の収集目的に利用する行為
8. 本サービスに関するシステムに権限なく不当にアクセスする行為その他当社に損害を与える行為
9. 本サービスの運営を妨害する行為
10. 他の契約者又は第三者に成ります行為
11. その他、当社が不適切と判断する行為

第 19 条(利用の停止)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することができるものとします。
 - a. 利用料金等の支払いを遅延した場合
 - b. 本規約に違反する行為を行った場合
 - c. その他、当社が不適切と判断した場合
2. 当社が本サービスの利用を停止した場合、契約者は利用停止期間中の利用料金を支払うものとします。

第 20 条(契約の解除)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。
 - a. 利用停止後、相当期間内に利用停止事由が解消されない場合
 - b. 本規約に重大な違反があった場合
 - c. その他、当社が契約の継続を不適当と認める相当の事由がある場合
2. 当社が本契約を解除した場合、契約者は未払いの利用料金等を直ちに支払うものとします。
3. 契約者から解約を行う場合には、第 3 条の「開通プラン」記載内容に従うものとします。

第 21 条(損害賠償)

契約者が本規約に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 22 条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、契約者の個人情報を、当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者の個人情報を、本サービスの提供、利用料金の請求、およびその他当社が別途定める目的のために利用することができるものとします。

第 23 条(設定情報やデータの公開停止や削除)

1. 契約者等が本サービスを通じて発信する情報が、第 17 条(禁止事項)に該当する場合には、当社は、契約者等に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく情報の削除について、一切の責任を負わないものとします。

第 24 条(サービスの終了)

1. 当社は、相当の予告期間をもって契約者に通知の上、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく本サービスの終了について、一切の責任を負わないものとします。

第 25 条(連絡先の変更)

1. 契約者は、当社に届け出ている連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)に変更があった場合、速やかに当社に通知するものとします。
2. 契約者が前項の通知を怠ったことにより、契約者が不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第 26 条(本規約の譲渡)

1. 当社は、本サービスの事業を第三者に譲渡した場合、本規約上の当社の地位、権利義務および契約者の登録情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。
2. 契約者は、前項の譲渡についてあらかじめ同意するものとします。

第 27 条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と契約者は、誠実に協議して解決するものとします。

第 28 条(反社会的勢力との関係遮断)

1. 契約者は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - a. 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という)であること
 - b. 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - c. 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して、資金提供その他を通じて積極的に、または消極的に協力・関与していること
2. 当社は、契約者が前項に該当すると判断した場合、何らの催告を要せず、本契約を解除

- することができるものとします。
- 当社が前項の措置を講じたことにより、契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第 29 条(保証)

- 本サービスは、携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳しもしくは電波状況の著しい悪化等により、または、その他携帯電話事業者の定めに基づき、通信の全部もしくは一部の接続ができない場合または接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
- 前項に定める事項のほか、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 30 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 31 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 32 条(合意管轄)

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日より有効となります。